

## 依存症回復施設職員研修等事業実施要綱

### 1. 事業の目的

依存症回復施設等の質の向上や依存症への対応力を一層強化するため、依存症回復施設等職員に対して、医学的知識や利用者への対応方法、利用可能な社会資源に関する知識の向上等を図るとともに、精神保健福祉センターで依存症者への支援を行う者に対し、依存症者等に対する認知行動療法を用いた治療・回復プログラム等についての習得・理解を図ることを目的とする。

### 2 補助対象事業

実施要綱に定める事業を実施する団体を、別に定める公募要領により公募するとともに、応募に関する諸条件等を満たす団体のうち、厚生労働省が設置する評価委員会による審査を経て採択されたものに対し、補助するものとする。

### 3 実施主体

公募により国が選定した民間団体

### 4. 事業内容

依存症回復施設等職員の質の向上や、依存症への対応力の強化又は依存症の治療・回復のために必要なスキル等についての習得・理解を図るための研修を実施する。

なお、次の（１）から（５）の一連の業務のすべてを実施すること。

（各業務の詳細については、別添「平成 28 年度 依存症回復施設職員研修等事業業務内容詳細」を参照。）

- （１）研修プログラムの企画開発
- （２）研修企画委員会
- （３）研修会テキスト作成
- （４）研修会の広報及び開催事業
- （５）受講修了証及び修了者名簿の作成

### 5 個人情報保護

研修事業に従事する者及び研修者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

### 6 実施状況の報告

実施主体である民間団体は、研修の成果等をまとめた報告書冊子を作成し、

研修終了後1ヶ月以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策係あて提出すること。

#### 7 費用の支弁

本事業に要する費用は、民間団体が支弁するものとする。

ただし、受講者の交通費や滞在に係る費用については、研修受講者の負担とする。

#### 8 経費の補助

国は民間施設等が事業の実施のために支弁した費用について、別に定めるところによりそれぞれ補助するものとする。

また、民間施設等は、国の補助を受けようとするときは、別に定めるところにより、予め国に協議するものとする。

#### 9 その他

この要綱は、平成28年9月2日から施行するものとする。

## 依存症回復施設職員研修等事業業務内容詳細

### 1 業務内容

#### (1) 研修プログラムの企画開発

##### ① 依存症回復施設等職員研修

###### ア アルコール依存症回復施設等職員研修

「基礎分野・実践分野に関する研修プログラム」：2日間程度  
(15時間程度)

###### 【目的】

アルコール依存症に関する医学的知識や利用者への対応方法、利用可能な社会資源に関する知識の向上等を図る。

###### 【カリキュラム】

1) 次の内容を含む講義とする。なお、基礎講義、専門講義合わせて6～8講義程度とする。

###### (基礎講義)

- ・依存症の概念
- ・依存症に他の精神疾患が合併した重複疾患の概念 等

###### (専門講義)

- ・アルコール依存症患者への対応  
(有効なコミュニケーション方法について 等)
- ・利用可能な社会資源に関する知識の向上
- ・自傷行為や自殺について 等

2) アルコール依存症の家族等による講演

3) 小集団事例討議

4) 専門家を交えての意見交換・質疑応答

###### イ 薬物依存症回復施設等職員研修

「基礎分野・実践分野に関する研修プログラム」：2日間程度  
(15時間程度)

## 【目的】

薬物依存症に関する医学的知識や利用者への対応方法、利用可能な社会資源に関する知識の向上等を図る。

## 【カリキュラム】

1) 次の内容を含む講義とする。なお、基礎講義、専門講義合わせて6～8講義程度とする。

(基礎講義)

- ・依存症の概念
- ・依存症に他の精神疾患が合併した重複疾患の概念 等

(専門講義)

- ・薬物依存症患者への対応  
(有効なコミュニケーション方法について 等)
- ・利用可能な社会資源に関する知識の向上
- ・自傷行為や自殺について 等

2) 薬物依存症の家族等による講演

3) 小集団事例討議

4) 専門家を交えての意見交換・質疑応答

## ウ ギャンブル等依存症回復施設等職員研修

「基礎分野・実践分野に関する研修プログラム」：2日間程度  
(15時間程度)

## 【目的】

ギャンブル等依存症に関する医学的知識や利用者への対応方法、利用可能な社会資源に関する知識の向上等を図る。

## 【カリキュラム】

1) 次の内容を含む講義とする。なお、基礎講義、専門講義合わせて6～8講義程度とする。

(基礎講義)

- ・依存症の概念
- ・依存症に他の精神疾患が合併した重複疾患の概念 等

(専門講義)

- ・ギャンブル等依存症患者への対応  
(有効なコミュニケーション方法について 等)
  - ・利用可能な社会資源に関する知識の向上
  - ・自傷行為や自殺について
  - ・債務整理等について 等
- 2) ギャンブル等依存症の家族等による講演
  - 3) 小集団事例討議
  - 4) 専門家を交えての意見交換・質疑応答

## ②依存症治療・回復プログラム等研修

「認知行動療法を用いた治療・回復プログラム等に関する研修」  
: 2日間程度 (15時間程度)

### 【目的】

精神保健福祉センターにおいて、依存症者に対する積極的な援助ができるよう、依存症者に対する認知行動療法を用いた治療・回復プログラムを実施するための基礎を身につけるとともに、依存症者家族支援への理解を深め、依存症の地域支援に資する援助技術の向上を図る。

### 【カリキュラム】

- 1) 認知行動療法を用いた依存症者に対する治療・回復プログラムに関する講義
- 2) 認知行動療法を用いた依存症者の家族に対する心理教育プログラムに関する講義
- 3) グループワーク 等

## (2) 研修企画委員会

研修プログラムの内容等を検討するに当たっては、有識者で構成される研修企画委員会を開催すること。各研修企画委員会の委員選定については、厚生労働省の担当係と協議を行うこと。各研修会プログラム内容及び時間数については、最終的に厚生労働省の担当係の了承を得て決定すること。

### (3) 研修会テキスト作成

- ①仕様
  - ・研修プログラムの内容を全て網羅したものであり、印刷製本（簡易製本可）されたものであること。
  - ・様式は文章（Word 形式）又はスライド（PowerPoint 形式）のいずれも可
- ②枚数
  - ・研修プログラムの内容及び時間数に応じた分量となっていること。
- ③納期
  - ・研修の開催に当たっては、初回開催に間に合う日時となること。
  - ・年度末までに、全てのテキストに関する内容を電子媒体（Word 又は PowerPoint）にて厚生労働省に納品すること。

※研修会テキスト（資料を含む。）の作成は、原則として研修会の各担当講師に依頼すること。

※研修会テキスト（資料を含む。）の執筆料は、研修会の講師に支払う報償費（諸謝金）に含むものとする。

※研修会テキスト（資料を含む。）については、翌年度以降に厚生労働省において同趣旨で開催する講習会で使用することがあるので、事前に了承願いたい。

### (4) 研修の広報及び開催事業

#### ①研修の広報

研修広報については、自治体や関係団体の協力を得るなど効果的な方法を検討し、可能な限り多くの回復施設や自助グループ等に広報すること。

#### ②研修会の開催

ア 開催場所、回数、定員（依存症回復施設等職員研修、治療・回復プログラム等研修のいずれも。）

- ・開催場所 全国 1 箇所（東京近郊）
- ・開催回数 各研修につき 2 回以内
- ・受講定員 各研修につき 50～80 名程度

・研修期間 各研修につき2日間程度

※研修会講師については、依存症に関する研究・教育や現場での実習指導の豊富な経験を有する者に依頼をすること。

※共通する内容については、それぞれの研修の受講生を対象に同時に実施することも可能とするが、会場の広さや受講者の特性に配慮することが必要であること。

## イ 対象者

### 1) 依存症回復施設等職員研修

アルコール・薬物関連回復施設（例えば DARC、MAC）（以下「施設」という）の長からの推薦を受けた職員（ボランティアスタッフを含む。）及び自助グループに所属する者であって、各施設等から1名ずつとする。

### 2) 依存症治療・回復プログラム等研修

精神保健福祉センターにおいて、依存症者又は依存症者の家族に対して支援を行う者とする。

## (5) 受講修了証及び修了者名簿の作成

### ① 修了証作成

各研修の研修会受講修了証を作成すること。

### ② 受講者名簿

各研修の受講修了者の名簿を作成すること。